

安全作業に向けた社内ルール

(第2版)

株式会社京王設備サービス

ビル管理事業本部・鉄道関連事業部

～ 目 次 ～

表紙	1 / 18
目次	3 / 18
ヘルメット着用 編	
【事前準備】	4 / 18
【運用方法】	5 / 18
【点 検】	6 / 18
脚立作業 編	
【事前準備】	7 / 18
【運用方法】	9 / 18
【点 検】	10 / 18
移動はしご 編	
【事前準備】	11 / 18
【運用方法】	11 / 18
【点 検】	12 / 18
【使用上の注意】	13 / 18
立入禁止区域の確保	14 / 18
京王設備サービスの脚立基準	15 / 18
関係法規 編	16 / 18
改訂履歴	18 / 18

本ルールは労働災害および重篤な事故となりやすい転倒・転落事故等を防止することを目的とし、ヘルメット及び脚立、移動はしごの運用方法を定める。

また本内容は作業にあたる社員全員と、当社から業務を請負う協力関係にある会社においても、原則として適用する。

ヘルメット着用 編

- ヘルメットは、「墜落時保護用」・「飛来・落下物用」・「電気用」の保護帽の規格に適合したものとし、会社で支給したもの又は得意先から指定されたものを用途に適合しているか確認の上、使用すること。ただし、電気を取り扱う作業については、「墜落時保護用」・「飛来・落下物用」・「電気用」の使用区分が兼用できるものとする。

【事前準備】

1. 危険の恐れがない業務（空気環境測定及び水質測定業務など）については、十分に安全を確認した上で、ヘルメットの非着用を事業所長又は作業監督者が責任を持って判断すること。
2. すべての作業のKYCAシートに、5頁の【運用方法】1.（1）～（3）を確認し、ヘルメット使用の有無をチェックすること（1箇所でも該当する時は、ヘルメットを着用する）。
3. 各担当者における対応について
 - （1）事業所の対応
 - ① 所長を含め所員が配属・異動してきた場合は、事業所の危険箇所等について教育を行う（業務によるヘルメット着用有無を含む）。その際には記録を残しておくこと。
 - ② 車両を使用する事業所は、点検やトラブル対応等の業務に備え、ヘルメットと安全帯の搭載を義務付けること。
 - （2）支店担当者の対応
 - ① 車両には、ヘルメット・安全帯を搭載し、常時使用できるように管理しておく（粗末な扱い、車内が乱雑にならないようヘルメットハンガー等を利用して整理しておくこと）。
 - ② 客先で不意に作業を依頼されたとき、ヘルメットを携行していない場合は、原則、作業しないこととし、改めての対応とすること。

【運用方法】

1. 設備に係わる作業（巡回、日常・定期点検等）及び高所となる作業に携わる者、またこれらの作業を監督する者は、ヘルメットの着用を原則とし、下記（1）～（3）に該当する場合には、KYCAシートに従い必ず着用する。巡回や作業場所に向かう際に、得意先からの指示で着用できない場合や客用スペースなど利用者に不快な印象を与える恐れがある時には、折りたたみ式ホルダーや収納ケースを利用して持参し、作業場所でヘルメットを着用すること。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">（1）頭部に受傷する恐れのある作業又はその環境にある場合（突起物のある個所や配管・機器等をくぐる箇所、天井が低く頭をぶつける恐れのある場所等）（2）高所での作業、はしご・脚立等を使用する場合（3）感電をする恐れのある場所および作業 |
|---|

2. トラブル等による緊急出動の際は、ヘルメットを必ず携行する。
3. ヘルメットの保管方法は、落下、熱、溶剤等により損傷させないようにし、ヘルメットハンガーやヘルメットラックにて整理する。
4. ヘルメット着用にあたっては、付属している取扱説明書のとおり正しく使用する。



折りたたみ式ホルダー



収納ケース



ヘルメットハンガー



ヘルメットラック

【点検】

1. 日常点検として着用前に点検し、帽体、装着体、顎紐及び衝撃吸収ライナーに異常のないことを確認する。
2. 電気を取り扱う作業に使用するものは、定期点検として6ヶ月以内に1回耐電圧試験を行い、合格したものを使用する。(労働安全衛生規則第351条：絶縁用保護具等の定期自主検査) 16頁の【関係法規編】を参照
3. ヘルメットに損傷が確認できた時には使用を中止して、速やかに上司に報告し、更新の手続きをとること。

脚立作業 編

- 「脚立基準」の条件を満たした脚立を必ず使用すること（15頁の「脚立基準」を参照）。
- 脚立とは「専用脚立」、はしご兼用脚立とは「はしごに兼用できるもの」とし、用途に応じて取扱説明書のとおり正しく使用する。
- 脚立で作業する場合、原則として全員ヘルメットを着用すること（踏み台での軽作業除く）。

【事前準備】

1. 脚立の踏み面（以下「ステップ」という。）を安全に作業するためのゾーンに色分けをする（目安として、脚立のステップに上った時、大腿部が身体を支えられること）。
 - (1) 脚立の天板と次のステップ（1段目）は、**作業禁止**とする。危険区域として赤色のテープ又は塗装を行い、作業禁止を識別させる（レッドゾーン）。
ただし、上枠付きの脚立、踏み台であれば天板に乗ることができる。



脚立（はしご兼用脚立）

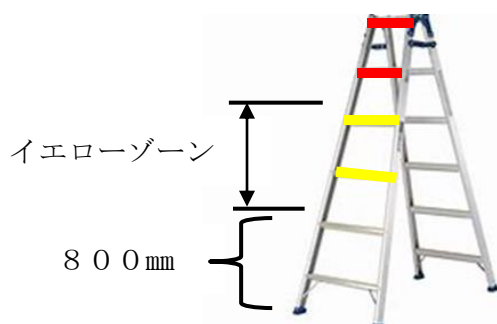


上枠付き脚立



踏み台

- (2) 上記レッドゾーンを除く、床面から800mmを超える範囲のステップは、転落による重篤災害の恐れがあるため、**注意喚起の範囲**として黄色のテープ又は塗装を行う（イエローゾーン）。



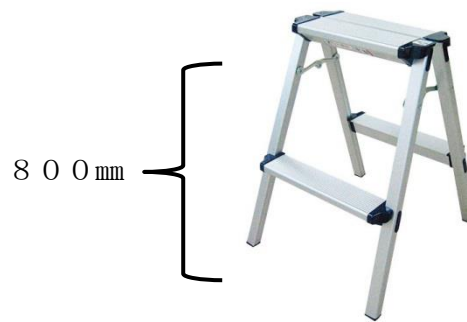
脚立（6尺）



脚立（4尺）

天板下のステップは800mmを超えるが大腿部が身体を支えられないため、レッドゾーンとなる

- (3) 踏み台は、軽作業での使用に限り、ヘルメットの非着用は可とするが、転倒・墜落等に十分注意する。



2. 脚立のステップに滑り止めを貼り、滑落防止を図る。

ステップの滑り止め施工例



3. 作業に脚立を使用する場合、十分な安全対策が確保できない場所、位置、作業については、各事業所・現場ごとに事前に調査し、必ず安全対策を講じておく（安全対策が講じられない場合、作業は行わない）。

例として以下のような場所

- ① 床面が安定しない場所（脚立を水平に保てない、階段や傾斜のある床面など）
- ② 滑りやすい場所（濡れている、油分が残っている床面など）
- ③ 第三者と衝突する恐れのある場所（扉の前、人の往来がある場所など）
- ④ 高所で安全対策が取れない作業（安全帯が設置できない状況など）
- ⑤ その他、危険と思われる場所

【運用方法】

1. 脚立の使用に際しては、労働安全衛生規則第528条（17頁の【関係法規編】を参照）に定めるところに適合しているものを使用すること。
2. 脚立の向きは、昇降面を作業対象に向けて立てる。
作業性により向けられない場合は、補助者による支えや、スタビライザー（補助脚）の使用により転倒防止対策を図る。



3. 脚立は手で支えながら脚立に向かって昇降する。
4. 脚立での作業体勢は、脚立に身体（大腿部以上）を当てて安定させる。
5. 脚立作業時の荷物の上げ下げは複数人で行う（補助者による手渡し、作業袋等を使用した荷揚げなど）。
6. 脚立を使用する時は、以下について禁止する。
 - ① レッドゾーンでの作業
 - ② 天板を跨いだ作業
 - ③ 作業者の重心が、脚立の支柱の外側に出るような作業、又は無理な体勢や不安定動作など
 - ④ 二人以上が乗って行う作業
 - ⑤ 重量物（1人あたり概ね10kg以上）を持つての昇降
 - ⑥ 天板に物品等を置く（フックの付いた作業袋等を利用する）
 - ⑦ サンダル等不安定な履物の使用
 - ⑧ その他、危険な行為
7. 脚立支持については、原則、側面より脚立を支持する。
8. 天井裏等への昇降のための手段として使用する場合に限り、身体を支持（3点支持）し、補助者をつける等最善な安全対策を講じることにより、脚立天板部分までをステップとして乗ることができることとする。
9. 脚立については、付属している取扱説明書のとおり正しく使用する。

【点検】

1. 脚立を使用する時には、使用前に点検を行う。また使用前点検については、KYCAシートに実施した旨を記載することとする。

例として以下のような状況

- ① ステップに油脂・泥・水分・冰雪等がついていない
- ② 支柱・ステップの故障、ガタツキがない
- ③ ステップの接合箇所やリベット等に割れ・抜けがない
- ④ 支柱の開き留め具がロックできる
- ⑤ その他、危険と思われるような状態がない

2. 定期点検として脚立の点検は6ヶ月ごとに実施し、記録に残す。

また脚立の点検方法は、以下のとおりとする。

- ① 各部にガタツキがなく、スムーズに開閉できること
- ② 開き止め具は完全に固定でき、使用中に容易に外れたりしないこと
- ③ 折りたたみ機構、回転部等の可動部の作動が円滑であること
- ④ 乗ることができる天板（上枠付き脚立）・ステップの滑り止めがはがれていないことを確認する
- ⑤ 支柱の設置面の「安定」・「床の保護」・「滑り防止」の端具（足ゴム）が損傷していないかを確認する
- ⑥ 脚立に鋭い角部・かえり・ばり等が無いかを確認する
- ⑦ その他不具合がないかを確認する
- ⑧ レッドゾーン、イエローゾーンのテープ又は塗装剥れが無いか確認する

3. 脚立に損傷が確認できた時には使用を中止して、速やかに上司に報告し、更新の手続きをとること。

移動はしご 編

- 移動はしご（スライダー等）（以下「移動はしご」という。）を使用する場合は、原則、2人以上とする。
- 移動はしごを使用する場合は、全員ヘルメットを着用すること。
- 移動はしごは昇降での使用を前提とすること。

【事前準備】

1. 移動はしごのステップに滑り止めを貼り、滑落防止を図る。
2. 移動はしごを使用する場合、十分な安全対策が確保できない場所、位置については、各事業所・現場ごとに事前に調査し、必ず安全対策を講じておく（安全対策が講じられない場合、使用しない）。

例として以下のような場所

- ① 床面が安定しない場所（脚立を水平に保てない、階段や傾斜のある床面など）
- ② 滑りやすい場所（濡れている、油分が残っている床面など）
- ③ 第三者と衝突する恐れのある場所（扉の前、人の往来がある場所など）
- ④ 高所で安全対策が取れない作業（安全帯が設置できない状況など）
- ⑤ その他、危険と思われる場所

【運用方法】

1. 移動はしごの使用に際しては、労働安全衛生規則第527条（17頁の【関係法規編】を参照）に定めるところに適合しているものを使用すること。
2. 移動はしごは端具（上部はエンドキャップ、下部は滑り止めユニット）のあるものを使用すること。上部はロープでの固定や安全フックを使用するなど転倒防止の措置を講ずること。
3. 移動はしごは水平面に対して75度を原則とし、上部は60cm以上突き出すこと。また、必ず補助者を配置すること。
4. 移動はしごは継いで使用しないこと。
5. 移動はしごの昇降は必ずはしごに向かって、両手で支柱をもって行うこと。物を手に持って昇降せず、工具類は容器に入れてロープに結び、上げ下げすること。
6. スライド方式の場合は、止め金具を必ずロックすること。
7. 足場等の上に移動はしごを立てて使用しないこと。
8. 移動はしごについては、付属している取扱説明書のとおり正しく使用する。

安全フック



ロック部



【点検】

1. 移動はしごを使用する時には、使用前に点検を行う。また使用前点検については、KYCAシートに実施した旨を記載することとする。

例として以下のような状況

- ① ステップに油脂・泥・水分・氷雪等がついていない
- ② 支柱・ステップの故障、ガタツキがない
- ③ ステップの接合箇所やリベット等が割れ・抜けがない
- ④ 支柱の止め金具がロックできる
- ⑤ その他、危険と思われるような状態がない

2. 定期点検として移動はしごの点検は6ヶ月ごとに実施し、記録に残す。

また移動はしごの点検方法は、以下のとおりとする。

- ① 各部にガタツキがないことを確認する
- ② 止め具は確実に固定でき、使用中に容易に外れたり、移動はしごがスライドしたりしないこと
- ③ 操作ロープの状態と可動部の作動が円滑であること
- ④ ステップの滑り止めがはがれていないことを確認する
- ⑤ 支柱の設置面の「安定」・「床の保護」・「滑り防止」の端具が損傷していないかを確認する
- ⑥ 移動はしごに鋭い角部・かえり・ばり等が無いかを確認する
- ⑦ その他不具合がないかを確認する

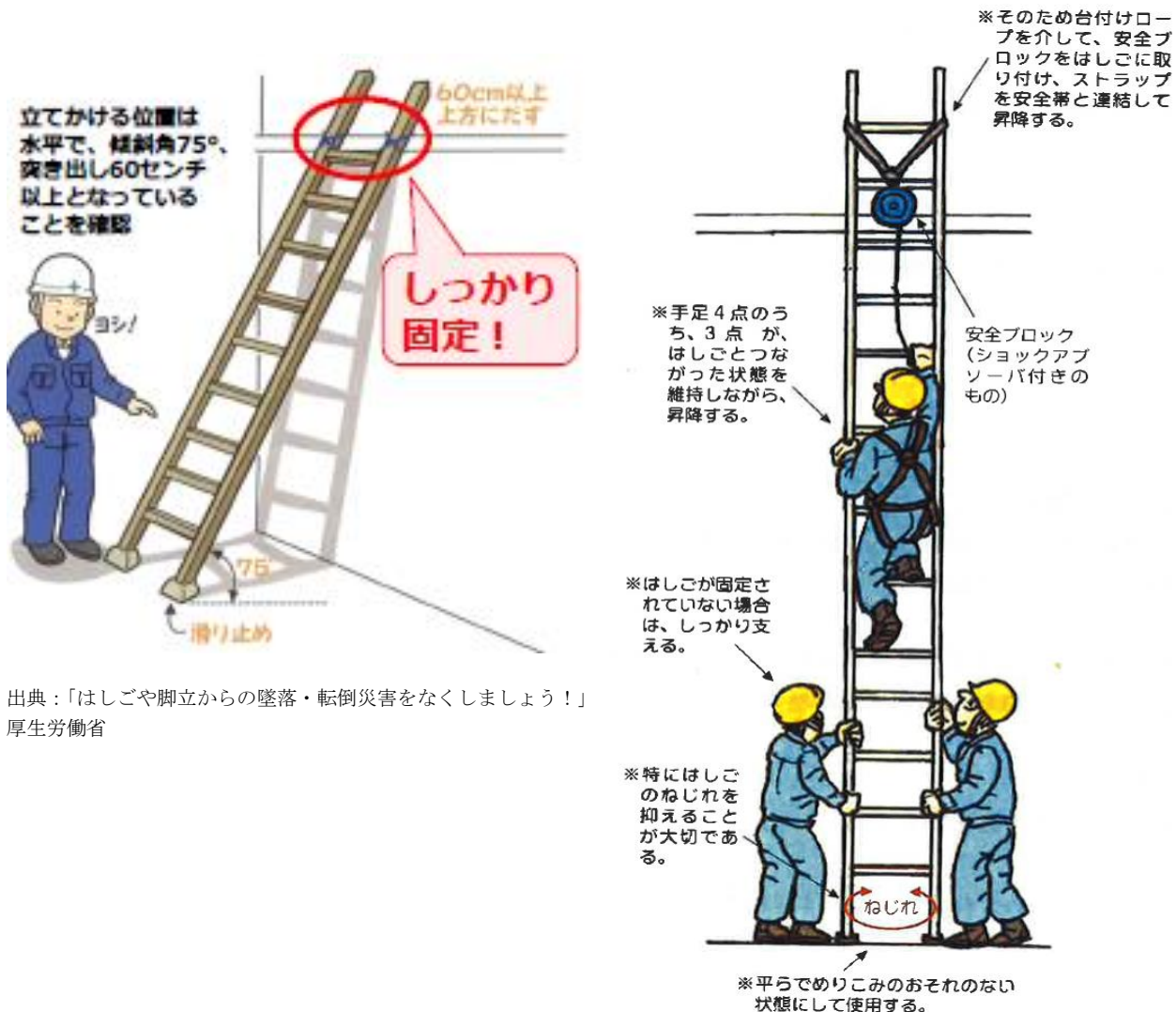
3. 移動はしごに損傷が確認できた時には使用を中止して、速やかに上司に報告し、更新の手続きをとること。

【使用上の注意】

移動はしごは「昇降目的」の使用が原則である。ただし、作業条件等により移動はしごに乗った状態で作業する場合には、労働安全衛生規則「作業床の設置（第518条）」「開口部等の囲い等（第519条）」（16頁の【関係法規編】を参照）が適用されることとなる。

このような場合には、法令を遵守し、最善の安全対策を講じた上で作業に使用すること。また、作業上、やむを得ず壁面に移動はしごを立て掛ける場合は、壁面等の材質（損傷の可能性等）にも注意すること。

移動はしご設置の一例を以下に示す。これらを参考とし、最善の安全対策を講じた上で作業にあたること。



出典：「はしごや脚立からの墜落・転倒災害をなくしましょう！」
厚生労働省

出典：「墜落災害防止のための移動はしごの使用方法等について」
一般社団法人 全国建設業労災互助会
独立行政法人 労働安全衛生総合研究所 発行
無断転用禁止

立入禁止区域の確保

公共通路など第三者と接触する恐れのある場所での作業、また労働者に危険を及ぼす恐れのある作業は、以下の関係法規を遵守すること。

これらは、作業監督者・責任者・作業者のみならず、第三者（建物利用者・通行人など）にも適用されるため、十分な安全対策を講じた上で作業にあたること。

労働安全衛生規則「立入禁止（第530条）」「物体の落下による危険の防止（第537条）」
（17頁の【関係法規編】を参照）

1. 出入口や客用スペース等で脚立・移動はしご等使用時は、最善の立入禁止区域を確保すること。
2. 立入禁止区画形成の一例を以下に示す。これらを参考とし、最善の安全対策を講じた上で作業にあたること。



立入禁止区画例 ①



立入禁止区画例 ②

京王設備サービスの脚立基準

【購入】

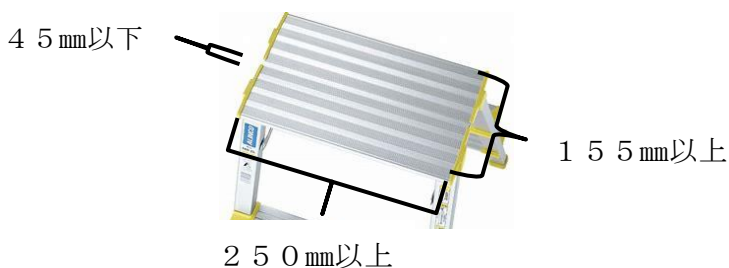
1. 脚立・踏み台は、原則「日本工業規格」・「製品安全協会認定品」・「軽金属製品協会はしご脚立部会」・「仮設工業会認定合格品」が保証するものを選定する。



2. 脚立の高さは3～7尺（1尺は約30cm）とし、8尺以上は上枠付きを使用する。



3. 800mmまでの踏み台は天板に乗ることができるが、図のとおり条件を満たすものとする。



関係法規 編

- 労働安全衛生規則 第351条：絶縁用保護具等の定期自主検査
事業者は、第三百四十八条第一項各号に掲げる絶縁用保護具等(同項第五号に掲げるものにあつては、交流で三百ボルトを超える低圧の充電電路に対して用いられるものに限る。以下この条において同じ。)については、六月以内ごとに一回、定期に、その絶縁性能について自主検査を行わなければならない。ただし、六月を超える期間使用しない絶縁用保護具等の当該使用しない期間においては、この限りでない。
 - 2 事業者は、前項ただし書の絶縁用保護具等については、その使用を再び開始する際に、その絶縁性能については自主検査を行わなければならない。
 - 3 事業者は、第一項又は第二項の自主検査の結果、当該絶縁用保護具等に異常を認めるときは、補修その他必要な措置を講じた後でなければ、これらを使用してはならない。
 - 4 事業者は、第一項又は第二項の自主検査を行つたときは、次の事項を記録し、これを三年間保存しなければならない。
 - 一 検査年月日
 - 二 検査方法
 - 三 検査箇所
 - 四 検査の結果
 - 五 検査を実施した者の氏名
 - 六 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容
- 労働安全衛生規則 第518条：作業床の設置等
事業者は、高さが二メートル以上の箇所(作業床の端、開口部等を除く。)で作業を行なう場合において墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、足場を組み立てる等の方法により作業床を設けなければならない。
 - 2 事業者は、前項の規定により作業床を設けることが困難なときは、防網を張り、労働者に安全帯を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。
- 労働安全衛生規則 第519条：開口部等の囲い等
事業者は、高さが二メートル以上の作業床の端、開口部等で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、囲い、手すり、覆い等(以下この条において「囲い等」という。)を設けなければならない。
 - 2 事業者は、前項の規定により、囲い等を設けることが著しく困難なとき又は作業の必要上臨時に囲い等を取りはずすときは、防網を張り、労働者に安全帯を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。
- 労働安全衛生規則 第520条：安全帯の使用
労働者は、第五百十八第二項及び前条第二項の場合において、安全帯等の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

- 労働安全衛生規則 第521条：安全带等の取付設備等
事業者は、高さが二メートル以上の箇所で作業を行なう場合において、労働者に安全带等を使用させるときは、安全带等を安全に取り付けるための設備等を設けなければならない。
- 労働安全衛生規則 第522条：悪天候時の作業禁止
事業者は、高さが二メートル以上の箇所で作業を行なう場合において、強風、大雨、大雪等の悪天候のため、当該作業の実施について危険が予想されるときは、当該作業に労働者を従事させてはならない。
- 労働安全衛生規則 第523条：照度の保持
事業者は、高さが二メートル以上の箇所で作業を行なうときは、当該作業を安全に行なうため必要な照度を保持しなければならない。
- 労働安全衛生規則 第527条：移動はしご
事業者は、移動はしごについては、次に定めるところに適合したものでなければ使用してはならない。
 - 一 丈夫な構造とすること。
 - 二 材料は、著しい損傷、腐食等がないものとする。
 - 三 幅は三十センチメートル以上とすること。
 - 四 すべり止め装置の取付けその他転位を防止するために必要な措置を講ずること。
- 労働安全衛生規則 第528条：脚立
事業者は、脚立については、次に定めるところに適合したものでなければ使用してはならない。
 - 一 丈夫な構造とすること。
 - 二 材料は著しい損傷、腐食等がないものとする。
 - 三 脚と水平面との角度を七十五度以下とし、かつ、折りたたみ式のものにあっては、脚と水平面との角度を確実に保つための金具等を備えること。
 - 四 踏み面は、作業を安全に行うため必要な面積を有すること。
- 労働安全衛生規則 第530条：立入禁止
事業者は、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所に関係労働者以外の労働者を立ち入らせてはならない。
- 労働安全衛生規則 第537条：物体の落下による危険の防止
事業者は、作業のため物体が落下することにより、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、防網の設備を設け、立入区域を設定する等当該危険を防止するための措置を講じなければならない。

(補足)

本ルールには「安全带」についての記述がある。厚生労働省の規格改正により、2019年2月から原則使用禁止となり、「フルハーネス型」の製品の使用を義務付ける。
また、法令上の製品名称も「安全带」から「墜落制止用器具」に改める。

